

けというのがあります。これも先ほどの例と同じで、故人がいつも着用していた腕時計を思い出として欲しいと主張します。それが一般的な腕時計であれば問題ないですが、いわゆる高級腕時計で他の相続人がその価値を相続財産として評価すれば、相続財産として分けるということになります。

誰に

誰に、というのは相続人のことです。相続人は法律で定められており、相続人に該当しない人はその財産を処分することができません。まずは配偶者です。配偶者は必ず相続人になります。子どもがいる場合は子どもも相続人になります。仮に子どもが先に亡くなっているその子に子があるときは、その子の子、つまり孫が相続人になります。これを代襲といいます。代襲は孫が先に亡くなっていればひ孫というふうに繰り返されます。子どもがいない場合は、親が相続人になります。親もいない場合には兄弟姉妹が相続人です。兄弟姉妹が先に亡くなっている場合は代襲としてその子、つまり甥姪が相続人になります。この場合、代襲は甥姪までとなっています。

どのくらい

どのくらい、というのは相続分のことです。配偶者は常に相続権があり、他に相続人がいないときは全ての相続権が配偶者になります。他の相続人はその人数で按分します。例えば、妻と子が二人い

る場合は、妻が二分の一で、子が四分の一ずつとなります。しかし、これはあくまで相続の権利であって、どのように分けるかは相続人の話し合いによって決めます。現在は家督というものはありませんが、長男が祭祀を執り行うというのであれば全ての財産を相続するということもあります。

相続の手続き

では実際の相続の手続きについてです。まずはじめに相続財産を把握することです。財産目録までが必要ありませんが、ざっくりと把握しておかないと、相続の話し合いができません。現金は数え、預金は記帳しておきます。証券は亡くなった時点での評価額を、不動産は固定資産台帳を取得します。

相続についての話し合いが終わったらそれを書面にします。これを遺産分割協議書といいます。この遺産分割協議書があるとその後の相続の手続きがらくになります。これがないと、いちいち窓口で相続人全ての記名押印を求められます。遺産分割協議書は、相続についての話し合いの結果を記載し、相続人全員の署名押印が必要です。押印は実印で印鑑登録証明書を添付します。相続人の全てであるということの証明として被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本を添付します。そして相続人であることの証明として相続人の戸籍抄本と印鑑登録証明書と一致させるため本籍の表示のある住民票の写しを添付します。相続関係説明図を作成するとわかりやすいです。

特集：相続について考える

そうぞく【相続】：遺産（家督）を受け継ぐこと

知っているようで、よく知らない相続。贈与であれば、贈与者と受贈者の意志を確認することは可能ですが、相続は亡くなってから発生するため、故人の意志を確認することができません。ですから、相続は細かいルールが定められているのです。

相続について考える三つのこと

相続で考えることは三つです。

- 何を
- 誰に
- どのくらい

何を

何を、は、相続財産のことです。つまり遺産です。故人の所有する全てが相続財産です。一般的には、お金、不動産、証券などです。宝石や美術品、それから車や船舶というのもあります。とにかく全てが相続財産の対象です。しかし、ここで相続で問題となるのは、相続人の中でトラブルになりそうなものが相続財産ということになります。相続が発生した場合は、相続人で相続財産をどのように分けるかを話し合います。これを遺産分割協議といいます。その際に問題となるのは、いわゆる金目のものです。現金、預金はもちろん、不動産、証券などは誰もがその価値を認めるものですから、当然相続財産です。例えば自動車为例にとると、いわゆる高級車で数百万円もするような自動車は相続財産とされますが、もらっても使いようのない自動車だったら相続財産にされません。つまり、相続財産とするかどうかは、相続人が決めるということです。また、形見分